

1 1 生徒心得

1 登下校

- (1) 8時40分までに登校する。
- (2) 規定の時刻（標準下校時刻は午後5時とする。）までに下校する。但し、教師の指導、又は許可を受けて規定時間以降居残る場合は、この限りではない。
- (3) 登下校の際は服装を整え、本校の生徒として恥じない行動をとる。
- (4) 徒歩通学者は右側通行を励行する。
- (5) 自転車通学者は左側一列通行を励行し、次の事項を守る。
 - 1) 2人乗りはしない。
 - 2) 傘差し運転をしない。
 - 3) 自転車には必ず学校番号をつける。
 - 4) 自転車は所定の場所に置き鍵をかける。
- (6) 自動車及びオートバイの使用は原則として禁止する。（交通安全規定参照）

2 欠席遅刻連絡

- (1) 欠席をする場合は、学級担任に当日朝8時40分までに電話等で連絡すること。
- (2) 遅刻をする場合も前項に準ずる。

3 服装礼儀等

- (1) 服装は質素清潔にし、型・色彩等については指定されたものを着用する。（服装細目規定参照）
- (2) 夏季（6月～9月）は略装とする。（服装細目規定参照）
- (3) 頭髮は清楚に整え、生徒らしさを失わない。（服装細目規定参照）
- (4) 正しい言葉遣いをし、品位を高める。
- (5) 学校内外を問わず、人に接する場合は挨拶をかわすなどして、礼儀正しく行動をする。

4 所持品

- (1) 所持品は質素を旨とし、贅沢にならないよう心掛ける。
- (2) 所持品には全て氏名を記入する。
- (3) 所持品は自ら管理し、紛失盗難のないように注意する。紛失・盗難が発生した場合は、直ちに学級担任に報告し指示を受ける。
- (4) 全て学習に関係ない物品は携帯しない。
- (5) みだりに他人と金銭物品を貸借・授受・又は物品の売買をしない。
- (6) 金銭の所持は必要最少限度に留め、多額の金銭を所持しない。
- (7) 生徒手帳及び身分証明書は必ず携帯する。

5 校内生活

- (1) 教室の移動は静粛に速やかに行う。
- (2) 校内では静粛を守り、廊下は右側を通行する。
- (3) 昼食は昼食時間にとる。
- (4) 校内公共器具をしようした場合は、各自責任をもって後始末をする。火気・電気機器・発火薬品等を使用する場合は、特に注意を払う。
- (5) 校舎・校内の施設器具等は公共の所有であることを深く認識し、破損紛失等のないように努める。故意に破損・紛失した場合は、本人又はその学級の責任において弁償することを原則とする。
- (6) 欠課又は早退する場合は、学級担任に申し出て許可を得る。
- (7) やむを得ず外出をする場合は、学級担任に申し出て許可を得、許可証を携行する。
- (8) 職員室・事務室・業務主義室・保健室等には必要以外は立ち入らないよう留意する。
- (9) 上履・下履等は区別をし、混用しない。
- (10) 生徒集会を行う場合は、係職員の許可を要する。
- (11) 生徒は、学校内や学校行事中に政治活動及び宗教活動をしてはならない。

6 校外生活

- (1) 校外の団体に加盟するときは、あらかじめ学級担任を通じ、校長の許可を得る。
- (2) 他校生徒、及び他の団体と協力して集団活動を行う場合にも、前項に準ずる。
- (3) 映画や興行物の観覧は、授業日は避ける。
- (4) 飲食のための浪費は避け、登下校途中での飲食を慎む。
- (5) 男女交際は、相互の家庭の了解を得るようにする。
- (6) 全て外出には行先を明示し、常に自己の所在を明らかにしておく。
- (7) 夜間は、家庭の用事又は緊急の用件の他は、外出を避ける。
- (8) 保護者の許可なくして外泊してはならない。
- (9) 未成年者の喫煙・飲酒等は法律に触れるばかりでなく、身体の発育を妨げるので禁止する。
- (10) 自動二輪車及び自動車の免許取得・購入・乗車に関しては、学校の規定に従い学業に支障をきたすことがないようにする。

7 掲示・印刷物の発行

- (1) 校内に掲示する場合は、あらかじめ係職員に内容を提出し、許可を得る。
- (2) 掲示の承認を得た掲示物は、指定された期間と場所を守って掲示する。
- (3) 印刷物を発行配布、又は販売しようとする場合、その責任者は係職員を通じて、校長の許可を得なければならない。

8 その他

- (1) 各種の証明書を必要とする場合は、事務室の係職員に申し出て所定の手続きを経て交付を受ける。
- (2) 学校学生生徒旅客運賃割引証を必要とする場合は、交付願は学級担任を経て事務室に提出する。また、割引証の使用にあたっては、不正があってはならない。
- (3) 宿泊を伴う旅行をする場合は、旅行願を学級担任に提出し、学校の許可を得る。但し、冬山登山は禁止する。

1 2 服装等細目規定

1 服装等について

(1) 制服

服は基準型の黒の詰襟学生服。ボタンは校章入り金ボタンを前に5個、袖に各2個つける。
襟には学年章をつける。

カラーの長さ …… 3.5～4.5 c m

ズボンの裾幅 …… 20～23 c m

— 禁止している物の例 —

丈の長い(短い)特殊な型、裏地に刺繍のあるもの、
チャックつきの上着、ボンタン・マンボ・ラッパ等の特殊な型のズボン、
白色・メッシュ・模様をついたベルト等、ベルトレス・サスペンダー、
パーカー、ピアス

(2) 履物

高校生としてふさわしい靴。

上履き・体育館履きは学校で指定されたもの。

— 禁止している物の例 —

白色等の革靴、エナメル靴、ビニール靴、金具等の飾りのついた靴、
踵の高い靴、サンダル

(3) 制服の内

白のワイシャツ。

(4) 靴下

色は白・黒・紺で無地のもの。

(5) 夏季の服装

夏季(6月1日～9月30日)は略装とする。黒ズボン、無地の白ワイシャツ又は白ポロシャツ。

カーディガン・セーター類の着用は認めない。

(7) 冬季の服装

冬季（10月1日～5月31日）は制服とする。（5月・10月は移行期間）

防寒のためのセーター類は地味な色で上着の内に着る。防寒のためのアウターは実用的で華美でないものとする。

(8) 頭髪

頭髪は清潔にし、髪の色は、前は眉に、横は耳に、後ろは襟にかぶさらない程度とし、もみあげは長くしない。

— 禁止している物の例 —

パーマ、アイパー、染色、脱色、そり込み（額・眉）、リーゼント、モヒカン、過度なヘアアレンジ 等

(9) カバン（必ず、いずれかを持ってくる）

カバンはショルダー型、ザック型スポーツバックとする。但し、紙袋・ビニール袋等は禁止する。

2 制服等について

(1) 制服

学校指定のもの（図参照）とし、左襟に学年章をつける。

(2) ブラウス

スクールワイシャツ又はスクールブラウス（白無地・平織り）とする。

略装の場合に限り白ポロシャツでもよい。

(3) 靴下

ストッキングは、黒又は肌色とする。ソックス・ハイソックスは白・黒・紺で無地のもの。

(4) 頭髪

頭髪は清潔にし、禁止している物の例は前項の規定に準ずる。

(5) その他

セーター類、アウター、履物、カバン等は前項の規定に準ずる。

1 3 交通安全規定

1、オートバイに関して

- (1) 自動二輪車等（「原付」を含む）の運転免許証の取得・乗車・購入等を希望する場合は、学校に申し出て必要な手続きを行うこと。
- (2) 本校生徒は、入学時に二輪車の免許証取得・乗車・購入に関する「確約書」を学校へ提出しなければならない。
- (3) 免許証を既に取得している生徒が転入学を認められた場合は、速やかに必要な手続きを行わなければならない。
- (4) 自動二輪車等（「原付」を含む）の免許取得・購入・乗車に関しては、以下の項を厳守して、学校への手続きを行わなければならない。

①運転免許の取得に関する手続き

- 1 「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）の運転免許の取得・購入・乗車を必要とする生徒は、学校が主催する当該生徒及び保護者との面談に参加し、免許取得理由等を確認してもらい、必要な提出書類を受け取る。
- 2 自動二輪車等（「原付」を含む）の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者連名による「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）を学校長に提出する。
- 3 收受印の押された「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）を学校から受け取った後に、自動二輪車等（「原付」を含む）の運転免許を取得すること。
- 4 自動二輪車等（「原付」を含む）の免許取得は、学業に支障をきたさないよう、春・夏・冬の休業期間を利用する。
- 5 生徒は自動二輪車等（「原付」を含む）の免許取得後は、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）に、運転免許証の写しを添付して学校長宛に提出する。

②自動二輪車等（「原付」を含む）の購入等に関する手続き

- 1 自動二輪車等（「原付」を含む）を購入または譲受けにより取得した生徒は、「原動機付自転車購入報告書」（様式2）または、「自動二輪車購入報告書」（様式3）を学校長宛に提出する。

③自動二輪車等（「原付」を含む）の運転に関する手続き

- 1 運転する必要がある生徒は、本人及び保護者連名による「原動機付自転車運転誓約書」（様式4）または、「自動二輪車運転誓約書」（様式5）を学校長宛に提出する。
- 2 自動二輪車等（「原付」を含む）を運転する必要がある生徒は、必ず「任意保険」に加入して、その写しを学校長宛に提出する。
- 3 自動二輪車等（「原付」を含む）を運転する必要がある生徒は、埼玉県教育委員会主催の交通安全講習の受講を誓約する「受講誓約書」を学校長宛に提出する。

4) 自動二輪車等（「原付」を含む）を運転する必要がある生徒は、埼玉県教育委員会主催の交通安全講習を受講する。

④自動二輪車等（「原付」を含む）の免許取得・購入・乗車が認められた生徒は、以下の項目を厳守しなければならない。

1) 通学での自動二輪車等（「原付」を含む）の利用は認めない。ただし、特別な事情がある場合は、自宅から最寄駅までの利用を学校長が許可する場合がある。

2) 練習試合等で他校を訪問する場合や、校外での学校行事等に参加する時の利用は認めない。懲戒処分の対象となる。

3) 自動二輪車等（「原付」を含む）の利用が許可された生徒は、利用するバイクに埼玉県指定の「統一許可証」を添付する。

4) 自動二輪車等（「原付」を含む）を運転するにあたり、道路交通法を順守するなど、安全運転に努める。

5) 初心者運転期間（免許取得後1年）が終了した後も、後部座席に他者を同乗させてはならない。また、同乗してはならない。

2、普通自動車に関して

(1) 自動車の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、学校に書面をもって届け出る。

(2) 学校は、生徒に対して面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高(3)自動車の免許取得・購入・乗車に関しては、以下の項を厳守して、学校への手続きを行わなければならない。

①自動車の運転免許取得に関する手続

1) 自動車の運転免許の取得を必要とする生徒は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」（様式1）を校長宛に提出する。

2) 学校は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、当該生徒と面談等を行い、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。

3) 学校は、面談等を実施した後に、「自動車運転免許取得届・取得報告書」に收受印を押して、生徒に交付する。

4) 生徒は、3)の「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受領後、自動車の免許を取得するものとする。

5) 生徒は、自動車の免許取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。なお、在学中に取得できなかった場合は、この限りではない。

6) 18歳未満の生徒の手続きについては、保護者の同意を必要とする。

②自動車の購入等に関する手続

自動車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動車購入等報告書」（様式2）を校長宛に提出する。

③自動車の運転に関する手続

自動車を運転する必要がある生徒は、「自動車運転誓約書」（様式3）を校長宛に提出する。

④自動車の免許取得・購入・乗車が認められた生徒は、以下の項目を厳守しなければならない。

- 1) 原則として、通学での自動車の利用は認めない。
- 2) 練習試合等で他校を訪問する場合や、校外での学校行事等に参加する時の利用は認めない。懲戒処分の対象となる。

(令和3年12月改定)

1 4 アルバイト規定

1 方針・手続

- (1) アルバイトについては原則として認めないが、特別の事情があると認められる場合には、校長が許可する。
- (2) アルバイトをしようとする場合には、「アルバイト許可願」に必要事項を記入し、学級担任に提出する。
- (3) 学級担任は、生徒から提出された願出書に基づき、その生徒と十分な話し合いを持ち、教育活動全般わたり検討し、願出書の所見欄に記入捺印のうえ、係職員に提出する。
- (4) 係職員は、学級担任から願出書をもとに制限事項との関連を調査し、アルバイトの可否を検討し、校長の許可を得るものとする。

2 制限・禁止

- (1) 高校生としてふさわしくないと判断される、職種（仕事内容）・時間帯・場所などのアルバイトは認めない。
- (2) アルバイトの期間は、原則として夏期休業中で14日以内、冬期・春期休業中では7日以内とする。
- (3) 学業成績、素行上、特に問題のある生徒のアルバイトは認めない。
- (4) 長期のアルバイトについても原則として認めないが、生徒指導係による審議を経て認める場合がある。
- (5) 無断のアルバイトは禁止する。

3 注意・義務

- (1) アルバイトすることにより、学業に支障をきたすことのないようにする。
- (2) アルバイトを行うにあたっては、家庭での話し合いを十分に持つこと。
- (3) アルバイトの選定にあたっては、報酬のみを考えず、仕事の内容・勤務時間等を十分に検討の上、保護者の同意のもとに決定する。